

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年10月9日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 松本 勝利

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している火山映像収録伝送装置（火口）（以下、「本装置」という。）の点検及び調整を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 火山映像収録伝送装置（火口）の点検調整
- (2) 業務内容 本装置が正常に動作する状態を維持して火山監視が行えるようにするため、装置各部の清掃、点検、調整及び動作確認を行うものである。
- (3) 履行期限 令和2年3月19日（木）

### 3 業務目的

火山映像収録伝送装置（火口）は、全国30火山の火口周辺及び山麓に設置した火山遠望観測装置から伝送された画像データの表示、保存、熱データの解析及び各火山遠望観測装置の遠隔制御等を管理する装置であり、保存された映像資料は気象庁データ提供システムを通して一般に公開している。

本件は、東京火山監視・警報センターにおいて火山監視を行うにあたり、上述した本装置の機能・性能を維持することを目的として、定期的な点検及び調整を実施するものである。

### 4 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁

統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置は、当庁における火山防災業務に使用するための重要な装置であることを理解し、火山遠望観測点から送信されるデータ確認等行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

当庁で運用している本装置の性能・機能仕様を理解し、仕様書に示す個々の項目についてその要件を満足するような点検及び調整を行うとともに、本装置全体として所要の性能を発揮させる技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検及び調整を完了する体制を有するとともに、作業後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

カメラ映像に関する伝送装置一般の製作又は点検及び調整を実施した実績を有すること。

## 5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 吉田 松司

電話 03-3212-8341 (内線 2581) FAX 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年10月9日(水)から令和元年10月29日(火)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和元年10月30日(水)17時まで (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。